

東日本大震災財特法による公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助の概要

	公共土木施設等	災害廃棄物の処理	社会福祉施設等及び公共施設
直轄・補助事業	○総合負担軽減方式(いわゆるプール方式) 水道施設、工業用水道施設、改良住宅、交通安全施設、都市施設、一般廃棄物の処理施設及び集落排水施設の災害復旧事業費を合算して補助率を算定する。 合算後事業費 (都道府県) 80/100 90/100 40/100 対標準税収入倍率 合算後事業費 (市町村) 80/100 90/100 20/100 対標準税収入倍率 国庫負担分 地方負担分	(市町村) 事業費 50/100 80/100 90/100 10/100 20/100 対標準税収入倍率 国庫負担分 地方負担分	[社会福祉施設等] 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、障害者支援施設、介護老人保健施設 等 [公共施設] 警察施設、市町村の仮庁舎等、消防施設、保健所、公立火葬場、公的医療機関、公立と畜場、中央卸売市場 事業費 1/3 2/3 (注)介護老人保健施設については、国庫負担分2分の1、地方負担分2分の1 国庫負担分 地方負担分
地方財政措置	(普通会計分) 【起債充当率】 100% 【元利償還金の交付税算入率】 95%(普通交付税)	【起債充当率】 100% 【元利償還金の交付税算入率】 100% ※普通交付税措置95%、特別交付税措置5%	(普通会計分) 【起債充当率】 100% 【元利償還金の交付税算入率】 95%(普通交付税)

※地方公営企業分の地方財政措置の取扱いについては、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」(平成23年6月1日総務省事務連絡) (<http://www.soumu.go.jp/menu/kyotsuu/important/koueikigyuu.html>)をご確認ください。

(参考) 国庫負担法、激甚災害法による公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助の概要

	一般災害における国庫負担	激甚災害における国庫負担
直轄・補助事業	<公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の場合> 〔国庫負担額〕 事業費 補助率 2/3 3/4 4/4 1/2 2 対標準税収入倍率 国庫負担分 地方負担分	〔かさ上げ額〕 地方負担額 ※ かさ上げ率 県 50/100 55/100 60/100 70/100 80/100 90/100 10/100 50/100 100/100 200/100 400/100 600/100 対標準税収入倍率 市町村 60/100 70/100 75/100 80/100 90/100 5/100 10/100 100/100 200/100 400/100 対標準税収入倍率 かさ上げ分 最終的地方負担分
地方財政措置	【起債充当率】 公共土木施設等 100% 農地農林施設 80% (特定被災地方公共団体は90%) 【元利償還金の交付税算入率】 95% (普通交付税)	

※ 公共土木施設その他、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業費等に係る地方負担額を合算したもの